

令和元年度三川町若者海外体験促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町の次代を担う若者の見聞を広め、国際意識の醸成を図り、グローバル人材の育成に結び付けるとともに、海外との相互交流を促進するため、予算の範囲内において、山形県内でパスポートを取得した者に対し、補助金を交付することに関し、三川町補助金等の適正化に関する規則（昭和38年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、パスポートとは、旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第1項第2号に定める一般旅券のことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号すべての要件を満たす者とする。

- (1) 平成2年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者
- (2) 補助金の交付申請時において、本町に住民登録がされている者
- (3) 町税等（国民健康保険税を含む。）を滞納していない者
- (4) 平成31年4月1日から令和2年2月29日までに発行され、山形県内の旅券取扱窓口で交付を受けたパスポートを所持している者。ただし、当該パスポートが補助対象者において初めて取得する場合に限るものとする。
- (5) 山形県内の市町村がパスポートを新規に取得した者に対して補助金等を交付する事業による補助金等の交付を受けていない者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、パスポートの取得に要する手数料とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、5,000円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三川町若者海外体験促進事業費補助金交付申請書（兼）請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) パスポートの写し（顔写真が掲載されているページ及び発行官庁が記載されているページ）

(補助金の交付決定の通知)

第7条 町長は、補助金の交付申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、三川町若者海外体験促進事業費補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 町長は、前条の交付決定通知後、30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、規則第17条の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(実績報告等の省略)

第10条 町長は、補助金交付申請書(兼)請求書の提出をもって規則第14条の規定による実績報告があったものとみなし、規則第15条の規定による補助金の額の確定を省略することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

三川町長 殿

(申請者) 住所 三川町大字
氏名
日中の連絡先

印

三川町若者海外体験促進事業費補助金交付申請書(兼)請求書

下記のとおり補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1. 申請者の生年月日 平成 年 月 日
- 2. 補助金交付申請額 5,000円
- 3. 振込先口座 ※口座は申請者本人名義のものに限ります。

銀行名	銀行・信金・信組・農協	店
口座種別	普通	当座
フリガナ		
口座名義人		
口座番号		

(添付書類)

パスポートコピー (顔写真が掲載されているページ及び発行官庁が記載されているページ)

同意書

令和元年度三川町若者海外体験促進事業費補助金の補助対象者の要件を審査するため、私の住民情報及び税務資料を閲覧すること並びにパスポートの取得前歴の有無について山形県に照会することに、同意します。

年 月 日

申請者
氏名

印

様式第2号

第 号
年 月 日

住 所 三川町大字
氏 名

三川町長

三川町若者海外体験促進事業費補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった令和元年度三川町若者海外体験促進事業費補助金について、令和元年度三川町若者海外体験促進事業費補助金交付要綱第7条により、下記のとおり交付を決定（却下）したので通知します。

記

1. 交付決定額 金 円
2. 交付の条件
 - (1) この補助金の交付となる事業は、年 月 日付け申請書の記載のとおりであること。
 - (2) 令和元年度三川町若者海外体験促進事業費補助金交付要綱第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、その旨を町長に報告し、町長の指示に従うこと。
3. 交付却下の理由（却下の場合）